

令和
6
年度版

農家のためのなんでもわかる 農業の税制

第1部 農業関係税制のあらまし

農業収入や農地等に係る所得税、法人税、相続税など19の税金を、農地集積・集約化、後継者対策等の各種特例措置を交えて解説！

第2部 農地税制等Q&A



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

目 次

第1部 農業関係税制のあらまし

第1章 農家の税金	1
-----------	---

第2章 所得税

1) 所得税のあらまし	3
2) 農業所得に対する所得税	6
3) 記帳制度	9
4) 青色申告	10
5) 予定納税と特別農業者	12
6) 農業所得計算の特例	13
7) 農地を譲渡した場合の所得税	18
8) 農地を賃貸した場合の所得税	34
9) 令和6年分の所得税の定額減税	34

第3章 法人税

1) 法人税のあらまし	36
2) 法人の所得金額、法人税額の計算	37
3) 農業経営を行う法人の形態	39
4) 農業経営を行う法人の所得に対する特例	40
5) 農地等を譲渡した場合の特例	41
6) 農事組合法人の税務	43
7) 農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置	45

第4章 相続税

1) 相続税のあらまし	50
2) 相続時精算課税制度	52
3) 相続財産の評価	53
4) 農地等に係る相続税の納税猶予制度	55
5) 事業承継税制（農業者等向け）	71

第5章 贈与税

1) 贈与税のあらまし	72
2) 相続時精算課税制度	73
3) 農地等の生前一括贈与を受けた場合の贈与税の 納税猶予制度	74
4) 贈与税の他の取り扱い	86
5) 事業承継税制（農業者等向け）	87

第6章 地価税

1) 地価税のあらまし	88
2) 農地等についての課税の特例	91

第7章 登録免許税

1) 登録免許税のあらまし	93
2) 農地等についての課税の特例	95

第8章 消費税

1) 消費税のあらまし	97
2) 消費税の非課税	99
3) 消費税の軽減税率制度	100

第9章 石油石炭税

1) 石油石炭税のあらまし	105
2) 石油石炭税の免税及び還付	106

第10章 印紙税

1) 印紙税のあらまし	107
-------------	-----

第11章 道府県民税及び市町村民税

1) 道府県民税及び市町村民税のあらまし	110
2) 土地建物等の譲渡所得の課税の特例	113
3) 令和6年分住民税の定額減税	114

第12章 事業税

1) 事業税のあらまし	115
2) 事業税の非課税	118

第13章 地方消費税

1) 地方消費税のあらまし	119
---------------	-----

第14章 不動産取得税

1) 不動産取得税のあらまし	120
2) 農地等についての課税の特例	120

第15章 軽油引取税

1) 軽油引取税のあらまし	124
2) 軽油引取税の免税	125

第16章 固定資産税

1) 固定資産税のあらまし	126
2) 農地保有に係る課税の強化・軽減	127
3) 施設に対する課税標準の特例	128
4) 土地に係る負担調整措置	128
5) 市街化区域農地の課税の特例（経緯）	131

第17章 特別土地保有税

1) 特別土地保有税のあらまし	135
2) 農地等に対する非課税	136

第18章 事業所税

1) 事業所税のあらまし	137
2) 事業所税の特例	138

第19章 都市計画税

1) 都市計画税のあらまし	139
2) 都市計画税の特例	139

第20章 国民健康保険税

1) 国民健康保険税のあらまし	140
-----------------------	-----

【資料】

令和6年度税制改正主要事項（農林水産関係）	143
東日本大震災の税制上の特例措置（農林水産省要望関連）	144

第2部 農地税制等Q&A

- Q 1 農地等を譲渡した場合の譲渡所得の税額の計算 147
- Q 2 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分 151
- Q 3 公共用地として買収された場合の課税の特例 152
- Q 4 農地の收用により買換えした場合の課税の特例 153
- Q 5 特定事業用資産の買換え 155
- Q 6 農地売買に伴う代金が一部翌年になった場合の確定申告の時期 155
- Q 7 土地改良事業による譲渡所得課税の特例 156
- Q 8 農地を交換した場合の課税の特例の適用範囲 157
- Q 9 相続税と贈与税の税負担の比較 158
- Q 10 相続税の非課税範囲 161
- Q 11 相続税・贈与税の農地、施設用地等の評価方法 162
- Q 12 贈与税の課税対象時点 164
- Q 13 相続税納付にあたっての特別措置 165
- Q 14 農地を相続した場合の相続税の納税猶予制度のあらまし 166
- Q 15 市街化区域内における農地等の生前一括贈与とその特例 171
-

Q16 生前一括贈与の受贈農地を譲渡した場合の取扱い……	173
Q17 農地等の贈与税、相続税の納税猶予制度における 兼業農家等の取扱い……………	175
Q18 農地等の使用収益権設定による経営移譲の場合の 果樹の贈与税の取扱い……………	177
Q19 畜産業との複合経営を営む農業者が経営移譲のため 農地のみを贈与した場合の家畜の贈与税の取扱い……	178
Q20 農業経営基盤強化促進法と税制上の優遇措置等……	181
Q21 消費税の軽減税率制度の留意点……………	184

第1部

農業関係税制の あらまし

第1章

農家の税金

農業経営を行う者に対する税金は、農業収入に係る税金と農地に係る税金とに大きく分けられます。

農業収入には、農畜産物の販売、農作業の受託収入などがあり、これに対して所得税（個人）、法人税（法人）、道府県民税及び市町村民税（2つの税目を合せて住民税という）などが課されることになります。

農業収入に係る税金には、農業振興や畜産振興といった政策的見地等から、所得計算の特例措置等が講じられています。

一方、農地に係る税金では、農地を売ったり買ったりしたとき、又はそれを所有し使用している場合などについて、次のような税金がかかることになります。

1. 農地を売った場合（注1）	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税、印紙税、登録免許税
2. 農地を取得した場合	相続税、贈与税、不動産取得税、特別土地保有税（注3）、印紙税、登録免許税
3. 農地を所有している場合	固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、特別土地保有税、地価税（注4）
4. 農地を貸し付けている場合	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税、印紙税、地価税（注4）
5. 農地を使用収益している場合	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税

（注1） 消費税は、土地（土地の上に存する権利を含みます。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合等を除きます。）については非課税です。また、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、飲食料品及び新聞に対する軽減税率（8%）制度が実施されることになりました。なお、消費税の課税売上割合を計算する場合には、その金額を分母の金額に含める必要があります。

（注2） 地方法人税は、法人の平成26年10月1日以後に開始する事業年度から課税されました。

（注3） 特別土地保有税は、平成15年度改正において、当分の間、課税しないこととされました。

（注4） 農地及び農地の上に存する賃借権（解約等の制限のあるものに限られます。）については非課税です。ただし、三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（特定市街化区域農地）等で、生産緑地地区外にあるものは課税されます。

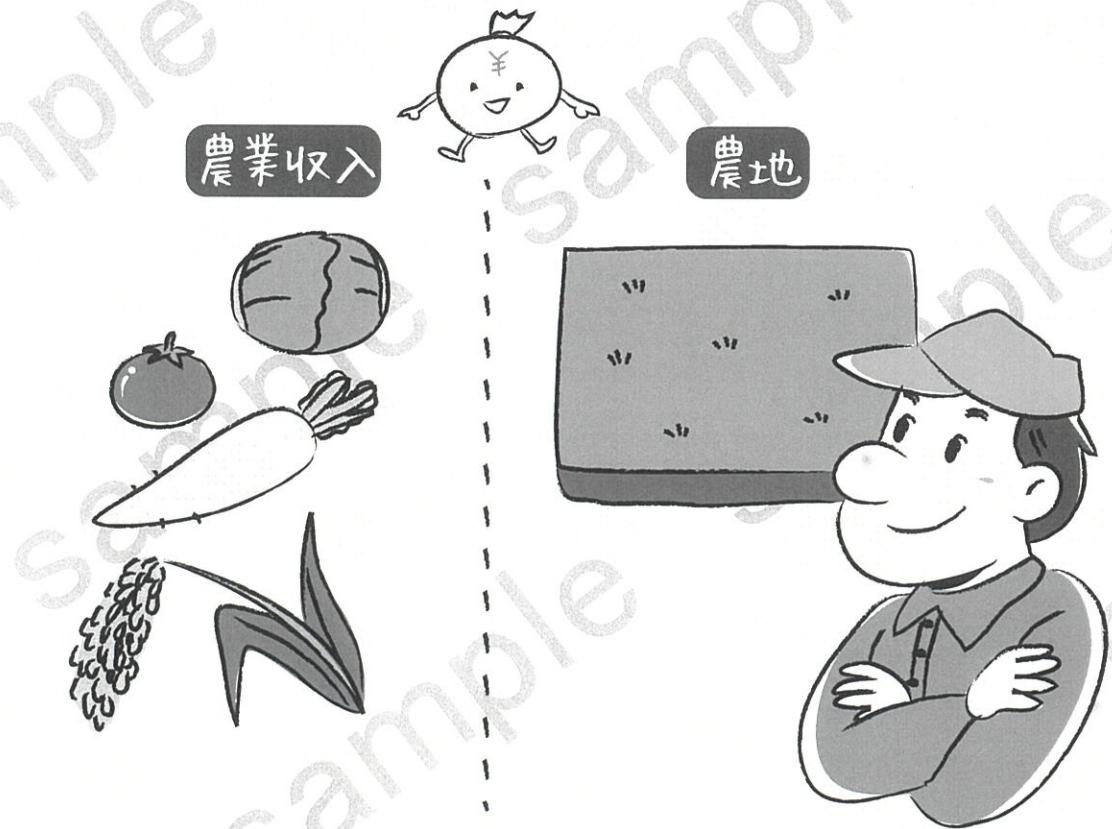
地価税は、平成10年度税制改正において、当分の間、課税しないこととされました。

このように農地については、売買、相続、贈与、所有等に応じて、さまざまな税金が課されますが、これらの税金のうちには、担税力の調整などから非課税や特別控除の制度などが設けられているものがあり、また、免税点を設けて、少額のものは課税しないこととしているものもあります。さらに農地の集積・集約化対策、農業後継者対策、住宅・土地対策といった政策的見地から一定の特例措置が講じられています。このため、上記の税金のなかには、これらの特例措置が適用されて税金がかからなかったり、相当軽減される場合があります。

農家に対する税金は、農業の特殊事情に対する配慮や農業政策の推進に資するなどの見地から、各種の特例措置が講じられており、多岐にわたっています。

以下、これらの税金とその特例措置のあらましについて説明することとします。

農業経営を行う者に対する税金



第2章

所得税

1 所得税のあらまし

所得税は、個人の所得に対して課される税金です。原則として、個人がその年の1月1日から12月31日までの間に得た所得（非課税所得を除きます。）を総合し、それを確定申告によって翌年の2月16日から3月15日までの間に申告納税することになっています。

所得税額の計算の手順は、原則として、①所得をその発生形態に応じて10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得）に区分し、その区分された各種所得ごとに所得を計算し、②その所得を一定の方法で総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の3つのグループにまとめ、③それから所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除等）を差し引いて3つのグループごとに課税所得を計算し、④超過累進税率（5～45%）（P 6の注1参照）により税額を求め、⑤それから配当控除などの税額控除を差し引いて計算することとされています（所法21）。

農業収入は、事業所得として区分され、他の所得とまとめて総所得金額として税額を計算することになっています。

また、農地や建物などを譲渡したときは、租税特別措置法の規定により上記の3つのグループの課税所得と分離して、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得金額及び長期譲渡所得金額に区分して、税額を計算することになっています（措法28の4、31、32）。

なお、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除の制度見直しが行われ、一部を基礎控除に振り替えることとされたほか、青色申告特別控除についても控除額を55万円に引き下げることとされました。これらについては、令和2年分以降の所得税及び令和3年度以降の個人住民税について適用することとされました。